

平成27年2月
信州大学

信州大学との取引に関する基本事項

信州大学（以下「本学」という。）が執行する経費（本学以外の他機関が負担する経費を含む。）は、社会規範、法令、学内規則その他の執行ルールを遵守し、公正かつ効率的に使用することとしておりますので、下記の事項を遵守する者と取引させていただきます。

記

1. 本学の規則等を遵守し、不正に関与しないこと。
 - 1) 取引にあたり、贈賄・談合及び本学教職員との癒着をしない。
 - 2) 次の不適切な取引をしない。
 - ① 預り金（本学教職員等から預け金の依頼の承諾）
 - ② 取引事実と異なる書類の提出
2. 内部監査、その他調査等において、取引帳簿の閲覧・提出等の要請に協力すること。
3. 本学教職員から不正な行為の依頼等があった場合には拒絶し、本学の通報窓口へ連絡すること。
4. 本学の調達に係る納品については、すべて検収センター（各部局に設置）で納品確認を受けること。また、納品書には納品日を記載し、納品物と一緒に提出すること。
5. 教員の発注権限は50万円未満となっているので、教員から50万円以上の直接発注、あるいは本来1件の調達として取引するものを意図的に分割した発注依頼があった場合には、当該部局の事務部門に相談すること。